

こんにちは！

印西市議会議員

ますだようこです

〒270-1347 印西市内野 2-1-6-202 Tel&Fax 46-6809
URL : <http://homepage3.nifty.com/kenclever/index.htm>



議会報告 No.3 / 平成 16 年 6 月定例議会 / H16.7.15

6月議会の議案

梅雨明けの猛暑を予感させるむし暑い日々が続いています。我が家の隣の小学校のプールからは、連日、子どもたちの歓声が聞こえてきます。

さて、6月定例議会が、6/2～16で開かれ、8件の議案が審議され、すべて原案どおり可決されました（うち報告が1件）。会期中に現職市長が引退表明したり、議員2名が（市長選出馬に向けて）辞職をしたりと、議案審議以外のことが何かとかまびすしい議会でありました。提出された議案は以下のとおりです。

①専決処分の承認 3件

- ・税条例の一部改正
- ・都市計画税条例の一部改正
- ・国民健康保険税条例の一部改正

②条例制定 1件

- ・市民活動推進条例の制定

③条例の一部改正 1件

- ・母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例

④補正予算 1件

⑤発議案 1件

- ・「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書」の提出

⑥繰越明許費繰越計算書の報告 1件

- ・北部駅圏活性化、調整池整備、都市公園整備などの6件の事業の経費で、計7億1,475万円が昨年度から繰越されたことの報告



協働とは？…市民参加とは？

「協働」という言葉を耳にされたことがあるでしょうか。最近、あちこちでこの言葉を聞く機会が増えました。また、十数年ほど前から頻繁に「市民参加」という言葉も使われています。「市民参加」とは、自分たちのまちの生活上の課題を、ただ行政に要望するだけではなくて、住民自らが能動的に参加して解決していきましょう、という考え方です。

例えば、子育て中の母親たちが「交流できる場がほしい」と思ったときに、ただ行政に「つくって」と要望するだけではなくて、まず自分たちでつくってしまおう、ということです。そのときに、どのくらい行政が関わってくれるのか、どういう協力をしてくれるのかは、その自治体が市民参加をどうとらえているかによって差が出るところとなります。

行政も「子育て支援」という課題を抱えているはずだから、母親たち住民の取組みは行政の課題解決にもなるわけで、場所や資金などを協力していく場合もあるだろうし、「住民が勝手にやっていること」と位置づけてしまう場合もあるでしょう。また、きっかけは住民のアイデアだったけど、あくまでも行政が主導権を離さないという場合も考えられます。

一番最初のケースが、前述した「協働」ということになるのだと私は考えています。

その「協働」を制度的、法的に保障し、市民活動を推進するために新たに制定されたのが、②の「市民活動推進条例」です。今議会の目玉の議案だったと個人的には思っています（あんまり興味のない議員もいたようですが）。

条例の前文（抜粋）には、「……さまざまな課題に対応していくためには、市民自らがまちづくりに関心を持ち、参画していくことが大切……市民活動が今後のまちづくりに大きな役割を担っていくことが期待される……市民、市民活動団体、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、対等の立場で、積極的にアイデアを出し合い、協力及び連携すること、すなわち『協働』が重要……」と書かれています。

全15条で、目的、基本理念、市民・市などの役割、協働のための手続き、市民活動に関して調査・審議する委員会の設置等が規定されています。ちなみにこの種の条例は、県内では柏市に続いて2例目であるということです。

この条例の素案は、昨年9月から、市民ならだれで

も自由に参加できる「市民活動を推進する条例をみんなで作ろう会」で15回にわたって議論され、練り上げられたものです。印西市ではこういう形で条例がつくられたのは初めてであり、その点を評価して制定に賛成をしました。

何のための協働？

お隣の白井市では、同じく6月議会で、「市民参加条例」が制定されました。印西では、市民参加条例の策定の議論は、まだ始まったばかりという状態です。個人的には、「協働」の前に、まずは「参加」の保障をすべきで、「市民参加条例」の検討が先だったのでは？と思っています。

しかし、市としては、「市民（の行政への）参加」と「市民活動（その発展した形としての協働）」を別々の流れとしてとらえており、まずは今ある市民活動を活性化し、市民参加を促していきたいという考えのようです。

この新条例のキーポイントは「協働」です。「いまや役所だけではすべての課題に対応しきれなくなってしまったので、市民もサービスを提供する側として参加してもらって、一緒にもっと暮らしやすいまちにしていきたいと思います」ということだろうと思います。

でも、こういうことを役所から提案されると、「それってちょっと役所に都合が良すぎやしませんか？」というふうにだれしも思うのではないのでしょうか。私もそうでした。だってサービスを受けるために私たちは税金を払っているのですよ、と。

ですから、そもそも「何のために、協働するのか」という原点——「自分たちが受けるサービスの向上のため」という原点をきちんと確認しておかないといけません。

「役人たちを怠けさせるために」「市民ボランティアという安い人件費を活用するた



めに」という協働では意味がありません。もちろん「協働の目的は何か？」と質問しましたが、残念なことに市からは明快な回答は得られませんでした。

原点を押さええていなくて大丈夫でしょうか。危険な方向にいかないか心配になります。



情報公開が「対等な立場」の前提

市民に「自分たちのまちの課題は自分たちで解決していこう」という気運がなければ協働は成り立ちません。それには、市民と市がほんとうに「対等な立場」になれる制度的な保障が必要です。対等でないと、なんだか市の下請け仕事をしているような感じになってしまいます。

「対等な立場」になるためには、行政と市民が同じ情報をもっていることが必要です。市は行政の情報を市民に積極的に公開し、市民と情報を共有しあって初めて、条例の前文でうたわれているように、「対等にアイデアを出し合い、協力し合える関係」になるものと思います。しかし、残念ながらこの条例には、市民の気運を呼び起こすような積極的な情報公開については位置づけられませんでした。

さらに、市民が「協働の機会に参加するには登録が必要」であり、「登録を判断するのは市長」と規定されています。なんとなく「対等」は名ばかりという感じがします。なぜならば、判断するのが市長ならば、結局は市長の責任の範疇を出ない協働なのではないかと思うからです。

協働とは「対等の立場」で行うものですから、お互いがそれぞれの範疇の責任をきちんと負うことが原則です。「参加」はあくまでも市の政策形成の範疇に参加するのであって、その責任はすべて市長が負うことが原則です。

市は「協働」と「参加」は同じだという説明をしました。本当にそうでしょうか？ これらの違いをきち

印西市議会会派 **市民自治ネットワーク** 議会報告会のお知らせ

日時／7月25日《日》13:30～
場所／中央駅前センター2F（第2会議室）
連絡先／くんじとしのり*西の原2-3-6-104（45-8362）
ますだようこ*内野2-1-6-202（46-6809）

6月議会の報告と、今後の合併に対する私たちの考え、議会等の状況を中心にお話しいたします。暑い季節に恐縮ですが、参加お待ちしております。

んと議論できずに、「市民と一緒に何かやることは全部協働だ。協働も参加も同じだ」では、何か事業を行う際に責任の所在が明確になりません。

「協働」という言葉が市民権を得る前に、すでに印西市では「協働」の事例があり、責任の所在が不明確であったために市民が損害をこうむっている例もあります。

市は「運用マニュアル」を早期に策定したいというのですが、原点をしっかり押さえた運用をお願いしたいと思います。

またまたあった議案取下げ

一般質問に引き続き、議会の前半で審議され、「取下げ」となったのが、④の補正予算でした。結局、問題となった部分が削除されて最終日に再提出され、可決されました。

その問題の部分とは、小林地区に新たに設置された学童保育所にかかる経費です。年度末ぎりぎりに父母の努力によって学童保育所が立ち上がり、当初予算に盛り込めなかったために、新年度から6月末までの3

ヶ月間は予備費から経費を支出しており、残りの9ヶ月分の予算を補正したものでした。

数人の議員から、「学童保育所の設置に反対するものではない」と前置きして、予備費から支出した根拠や、昨年度まで学童保育を担ってきた小林地区の民間保育園でどうして継続できないのか等の質問があり、質疑の途中でいきなりの取下げとなりました。

私自身の考えでは、予備費からの支出は、市長の予算執行の権限において行われた正当な支出であって、根拠を求めること自体ナンセンスであると感じていま

した。しかし、取下げたタイミングからして、予備費で支出したことが誤りであったと、市が自ら認めたようになかったこととなり、もっときちんとした答弁をしてほしかったと思います。

予算のつかなかった小林の学童保育所は死活問題です。7月1日からお金もなく場所もなく、子どもたちは放課後にどこに行ったらいいのか、という問題が起きました。関係各課の努力で継続できることになりましたが、「市民サービス」よりも「議会対策」を優先させるようなやり方は本末転倒です。

「契約事務の透明性」をテーマに一般質問しました。

●1回目 印西市の入札・契約事務の現状

市が契約（支出）相手を選定する方法は、地方自治法によって、一般競争入札、指名競争入札（指名入札）、随意契約（随契）とされており、そのうち指名入札と随契は政令で定める場合に限り、例外的に認められる方法とされています。つまり、法の趣旨では一般競争入札こそ原則だということです。しかし、印西市の

15年度の入札はすべて指名入札であり（1件は受注希望型）、しかも随契は全契約数の9割を超えている状況です。一般的に、指名入札は談合など不正が起りやすく、随契は競争を介さず任意に相手を選定できるため、癒着の温床と言われます。指名入札や随契は、十分な透明性を確保したうえで執行されるべきです。

質問&意見	市の回答
①契約事務の現状について市はどのように考えているか？また、これまでにどんな改善がされ、今後どんな見直しが必要と考えるか？	①契約内容は多岐にわたり、金額も多寡にわたっている。15年に入札制度の改革を行い、金額に応じて、制限つき一般競争入札、受注希望型指名競争入札を採用した。今後は電子入札の導入などをはかりたい。
②昨年度より「指名審査会」において、一定金額以上の随契を審査することになったが、何件が審査され、どういった改善があったか。また、審査会を経ない随契については、どう妥当性を確保しているのか？	②15年度は145件を審査し、1件を随契から指名入札に切り替えた。審査会を経ないものについては、担当部課長が妥当性を判断している。
③随契のうち、競争相手のいない、いわゆる特命随契（一者随契）は何件あるか把握しているか？	③審査会を経た145件のうち120件であった。
④入札についての情報公開はどのようにされているか？	④財政課で閲覧できる。工事発注予定の情報はHPで公開している。
⑤受注希望型指名競争入札を導入して1年だが、どのように評価しているか？	⑤指名入札に比べ、恣意性が排除でき、より透明で公正な入札ができたという評価している。

●2回目 随意契約が例外的手法であることを肝に銘じること！

そもそも随契の審査とはどのように行われているのでしょうか。1回目の答弁で非常に疑問をもちました。145件のうち120件が見積り一者の特命随契だというのは、審査会が現状を上塗りして認めているようなものではないでしょうか。しかも、随契した理由は

すべて、「目的・性質が競争に適さない」（注：これを2号随契などと呼びます）となっていました。しかし、他市では、印西市が「競争に適さない」としている案件を、きちんと入札している例がいくつもあります。また、柏市、佐倉市などでは、2号随契を細かく精査して事

例をもうけ、安易に適用できないようにガイドラインをつくっています。

審査会を経ない随契についても、事前に契約の経過を調査したところ、担当課長が説明しきれない例もあ



りました。現システムとして仕方がないことはわかりますが、市民に対していつもきちんと説明できるかどうかを厳しく自分自身で確認しながら仕事をしてほしいと思います。

質問&意見	市の回答
①随契は例外的手法だということを忘れずに、「入札できないから随契」ではなく、「随契できないから入札」というぐらいの発想の転換が必要だ。他市のような随契のガイドラインが必要と思うが、つくる考えは？	①新たな指針をつくり、各課に周知を図りたい。特命随契についても、十分に審査を行っていきたい。
②入札情報の閲覧の状態を確認したが、お世辞にも整理されているとはいいがたい。しかも、法律で閲覧に供さなければならぬ情報がもれている状態だった。法は遵守し、せめて情報推進コーナーで市民が椅子にこしかけて閲覧できるように配慮してほしい。	②情報推進課に閲覧場所を移したい。ホームページでの公開もできる限り進めていきたい。
③受注希望型指名競争入札を高く評価しているようだが、実施要領では、「当分の間、建設工事で試行する」と定められている。当分の間とはいつまで？ また我孫子市は、建設だけでなく委託や物品購入にまで拡大している。そうした考えは？	③当分の間とは、合併までの間と考えている。分野の拡大については、我孫子市を参考に検討していきたい。

《質問を終えて》

質問に先立って担当課に資料を請求しましたが、他市ではわずか数分で出てきた資料が、印西市では一週間以上かかりました。契約事務を根本的に電算化する必要性があります。電算化されていないために、HPでの情報公開も他市よりそうとう遅れています。

契約事務の透明性を高めるためには、まずはできる限り競争を行い、究極的には市民の目も入れて監視をし、情報を積極的に公開していく体制を整備すること

です。

時間がなくなり、3回目の質問ができませんでした。これらの点を考えると、契約事務を一元管理する「契約課」の設置がぜひとも必要と考えます。

また、今回の質問は、随契に重点をおいてしまったため、落札率や業者指名の現状の細かい検討ができませんでした。落札率は、他市と安易に比較することはできないので、もう少し時間をおいてから、経年的な比較を行って、再度質問をしていきたいと思っています。

次回、9月定例議会は、9月8日～24日の予定です。